

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 29 号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行
等に伴う関係条例の整備に関する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年野田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 50 年野田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第 2 項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 60 年野田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 子育て部分休暇

第 7 条第 2 項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第 12 条中「第 12 条の 3 第 1 項」を「第 12 条の 6 第 1 項」に改める。

第 12 条の 4 を第 12 条の 7 とする。

第 12 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 12 条の 6 とし、第 12 条の 2 の次に次の 3 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 12 条の 3 職員は、小学校就学の始期から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により

職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、任命権者の承認を得て子育て部分休暇を受けることができる。

- 2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、規則で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 1年につき77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

- 3 第10条の規定による特別休暇（職員の育児（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合）に係る特別休暇に限る。）、第12条の2の規定による介護時間又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けた職員が前項の規定による申出をする場合における同項の規定の適用については、同項第1号中「2時間」とあるのは「2時間から規則で定める時間を減じた時間」と、同項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「77時間30分から規則で定める時間を減じた時間」と、同号イ中「得た時間」とあるのは「得た時間から規則で定める時間を減じた時間」とする。

- 4 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）は、30分を単位として受けることができる。

- 5 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項

に規定する部分休業をしている職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第1号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。

- 6 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）は、1時間を単位として受けることができる。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇の承認を受けることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

- 7 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をしている職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第2号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。

- 8 第2項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 9 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

（子育て部分休暇の承認の失効等）

第12条の4 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を受けている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 任命権者は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇を受けている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養

育しなくなった場合

(2) 職員が前条第8項の規定による変更をした場合

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第12条の5 任命権者は、野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 野田市職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した

事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第8条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第9条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第9条第2項中「）又は」を「）、」に改め、「による介護時間」の次に「又は同条例第12条の3第4項に規定する第1号子育て部分休暇（以下単に「第1号子育て部分休暇」という。））」を、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。））」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

第9条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認す

ることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の3第6項に規定する第2号子育て部分休暇（以下単に「第2号子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分（第2号子育て部分休暇の承認を受けている職員にあつては、1年につき77時間30分から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間（第2号子育て部分休暇の承認を受けている非常勤職員にあつては、1年につき当該時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じた

ことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条第1項の規定、第3条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間等条例」という。）の規定中第1号子育て部分休暇（同条例第12条の3第4項に規定する「第1号子育て部分休暇」をいう。以下同じ。）に関する部分、第4条の規定による改正後の野田市職員の育児休業等に関する条例（次項において「新育児休業等条例」という。）の規定中第1号子育て部分休暇に関する部分及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における新育児休業等条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 新勤務時間等条例第12条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同項の規定の適用については、同号ア中「77時間30

分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

- 4 任命権者は、施行日前においても、新勤務時間等条例第12条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。